

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十九年十一月二十二日

広島県知事 藤田雄山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
尾道市栗原町字内郷山道ヨリ東一二七〇番二四三から一二七〇番二四五まで
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
尾道市栗原町八三七八番地

大崎 多久司